

建設工事の入札参加資格を登録されている皆様へ

令和7年7月
大阪府環境農林水産部

大阪府環境農林水産部主任技術者又は監理技術者に関する取扱いについて

「主任技術者又は監理技術者に関する取扱いについて（令和7年6月30日大阪府）2 監理技術者等の取扱い（2）」に規定する「建設工事の内容により、専任特例1号、専任特例2号及び営業所技術者等の配置を認めない場合」については下記のとおりです。なお、「特例監理技術者の取扱いについて（令和3年3月大阪府環境農林水産部）」は廃止します。

記

1 専任特例2号の配置を認めない建設工事

（1）大規模工事

- ・ 予定価格が等級区分Aにあたる金額以上の工事（プラント電気工事を除く）

http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/toukyuukubun.html

（2）監理技術者の実績を求める工事等

- ・ 入札参加資格において監理技術者の実績等を求める工事※
- ・ 総合評価落札方式において監理技術者の実績等を評価した工事※

※ただし、同等以上の監理技術者補佐を配置する場合は除く

なお、専任特例2号の配置を認めない建設工事か否かについては、入札公告に示します。